

(避雷設備)

第 15 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第 10 条第 1 項第 9 号の規定を準用する。

#### 【解釈及び運用】

本条は、避雷設備について、落雷による火災事故を起こさないために必要な事項を規定したものである。

#### 1 第 1 項

(1) 落雷は、静電気の放電現象の大きなものであって、その瞬間的大電流により、その通路となった可燃物を燃焼させるとともに、その通路の直近の導体に、瞬間的に静電誘導を起こし、相当な誘導雷を発生させるものである。

落雷時には、避雷針は瞬間的に数百万キロボルト程度の電位上昇を生じ、近距離の金属体には相当な静電誘導電圧を発生させるため、不完全な避雷設備ではかえって災害を起こす場合も予想されるので、建築基準法、危険物の規制に関する政令等により規定されている建築物等以外のものに避雷設備を設置する場合においても、その安全性を確保するために位置及び構造について規定するものである。

(2) 「消防長が指定する日本産業規格」とは、日本産業規格（J I S）A 4 2 0 1「建築物等の雷保護」を示す。

#### 2 第 2 項

避雷設備の管理について、第 1 0 条第 1 項第 9 号を準用するものであり、特に避雷導線の切断の有無、ひさし等金属部との接触の有無を点検し、接地抵抗の測定試験をしなければならない。